

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を
公布する。

平成28年12月28日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第8号

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則の一部を改正 する規則

非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則（平成23年大阪広域水道
企業団規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に
下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（公務上の災害の範囲） 第3条 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障がい及び死亡並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「<u>令</u>」という。）第1条の2に規定する疾病とする。 （日常生活上必要な行為） 第6条 （略） （1）—（4） （略） （5）負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（<u>イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。</u>）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。） ア・イ （略） （認定及び通知） 第8条 実施機関は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定を行い、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、非常勤職員災害補償通知書によりその旨を補償を受けるべき者に通知しなければならない。 附 則 1—4 （略） 5 （略） （1） （略） （2） （略）	（公務上の災害の範囲） 第3条 公務上の災害の範囲は、公務に起因する負傷、障がい及び死亡並びに地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号。以下「<u>省令</u>」という。）第1条の2に規定する疾病とする。 （日常生活上必要な行為） 第6条 （略） （1）—（4） （略） （5）負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。） ア・イ （略） （認定及び通知） 第8条 実施機関は、前条の報告を受けたときは、速やかに、認定委員会の意見を聴いてその災害が公務又は通勤により生じたものであるかどうかの認定を行い、公務又は通勤により生じたものであると認定したときは、非常勤職員災害補償通知書によりその旨を補償を受けるべき者に通知しなければならない。 附 則 1—4 （略） 5 （略） （1） （略） （2） （略）

ア (略) イ 当該障害補償年金に係る令第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障がいの程度に应ずる条例第8条の規定による金額で除して得た数 6—16 (略)	ア (略) イ 当該障害補償年金に係る省令第27条の規定の例による金額を当該障害補償年金に係る加重後の障がいの程度に应ずる条例第8条の規定による金額で除して得た数 6—16 (略)
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の非常勤職員の災害補償に関する条例施行規則第6条第5号の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。